

○国土交通省令第七十一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第七項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）及び第六条第一項の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令（平成十七年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則

本則を第四条とし、同条に見出しとして「（法第六条第一項の国土交通省令で定める埋立地）」を付し、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条の前に次の三条を加える。

(道路管理者の意見の聴取)

第一条 国土交通大臣（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十九条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第四条第一項に規定する総合効率化計画の認定の申請があつた場合には、法第四条第七項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業を実施する区域を管轄する道路管理者（以下「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。

2 関係道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により意見を求められたときは、期限を指定して、当該地方公共団体の議会の意見を徴しなければならない。

(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第二条 法第四条第七項ただし書の国土交通省令で定める場合は、法第四条第二項第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の内容に貨物軌道事業が含まれない場合とする。

(総合効率化計画の変更の認定)

第三条 第一条及び前条の規定は、法第五条第一項に規定する総合効率化計画の変更に係る認定の申請があつた場合について準用する。

附 則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八

年法律第三十六号)の施行の日(平成二十八年十月一日)から施行する。